法の支配と立憲主義

第 4 時　50 分　参照 p.11〜12　A 知識整理　解答・指導例

問い　多数決で法律をつくれば、どのような制限も認められるか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.11　権力者の判断を優先する**（人の支配）**に対し、権力者も法に従い、人権を保障する内容を求めるのが**（法の支配）**である。

K2　p.11　イギリスの**（マグナ・カルタ）**は王権の制限につながった。裁判を通じて発達した慣習法を**（コモン・ロー）**という。

K3　p.11　裁判官**コーク**は王も法に服することを主張した。法の支配は、権力者が法律を道具として使うこととは異なる。

K4　p.12　憲法で国家権力を制限し、個人の権利を守る考え方が**（立憲主義）**。憲法は国の**（最高法規）**である。

K5　p.12　憲法には、国家機関へ権限を与える**授権規範性**、他の法に優位する**最高法規性**、権力を縛る**制限規範性**がある。

K6　p.12　立法・行政・司法を分け、相互に抑制するしくみが**（三権分立）**。多数派の権力も制限する。

K7　p.12　行政が法律に従うことを重視する**（法治主義）**。形式的法治主義と、人権を重視する実質的法治主義は区別する。

K8　p.12　権力の恣意を防ぎ、見通しをもって暮らせることは、**良い統治**にも関わる。

2 ペアで説明して確かめる

「法律に書けば必ず法の支配にかなう」は正しいか。

誤り。制定手続だけでなく、人権を保障する内容かも問う。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

法の支配と立憲主義

第 4 時　50 分　参照 p.11〜12　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　多数決で法律をつくれば、どのような制限も認められるか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の国で議会の 70%が「政府への批判を出版した人は罰する」という法律に賛成した。政府は「多数決で法律になったので正当だ」と説明している。

課題　手続・制限される権利・権力を点検する機関の三点から、政府の説明を評価する。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「国民が選んだ議会でも、少数者の権利を奪ってよい？」。反対意見を述べる権利と、情報の真偽の問題を分ける。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：法律は虚偽の情報だけでなく、正確な政策批判にも適用される。処罰理由は説明されず、裁判所への申立ても認めないとしている。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「国民が選んだ議会でも、少数者の権利を奪ってよい？」。反対意見を述べる権利と、情報の真偽の問題を分ける。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：多数決による成立だけでは十分でない。法の支配と立憲主義は、多数派の権力にも人権上の限界を設ける。正確な批判まで処罰し、裁判による点検も閉ざす点を改め、対象と手続を限定する必要がある。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

日本国憲法の成立と個人の尊重

第 5 時　50 分　参照 p.13〜15　A 知識整理　解答・指導例

問い　国のしくみの中心に、なぜ個人の尊重を置くのか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.13　日本は**（ポツダム宣言）**を受諾し、**連合国軍総司令部（GHQ）**の草案をもとに改正案をつくり、帝国議会で修正・審議した。

K2　p.13　天皇が制定した形の**（欽定憲法）**に対し、国民による制定を基本とする憲法を**（民定憲法）**という。

K3　p.13　**（日本国憲法）**は 1946 年 11 月 3 日公布、1947 年 5 月 3 日施行。三大原理は**（国民主権）**・**（基本的人権の尊重）**・**（平和主義）**である。

K4　p.13　明治憲法の**法律の留保**は、権利が法律の範囲で保障されるしくみ。日本国憲法では法律も憲法に反してはならない。

K5　p.14　**（個人の尊重）**は、一人ひとりを自律した人格として大切にすること。生命・自由とともに**（幸福追求権）**が 13 条で保障される。

K6　p.14　人権には**自由権・平等権・参政権・国務請求権・社会権**などがあり、相互に個人の尊厳を支える。

K7　p.15　憲法の**（最高法規性）**を支えるしくみに、裁判所の**（違憲審査権）**と、公務員などの**憲法尊重擁護義務**がある。

K8　p.15　通常の法律より改正手続が厳しい憲法が**（硬性憲法）**。国会の発議と国民投票による承認を経る。手続の詳細は第 26 時で扱う。

2 ペアで説明して確かめる

人権は、政府から褒美として与えられるものか。

違う。人として保障される権利であり、国家権力が尊重すべきものである。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

日本国憲法の成立と個人の尊重

第 5 時　50 分　参照 p.13〜15　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　国のしくみの中心に、なぜ個人の尊重を置くのか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の国の憲法案 A は「国家に役立つ人にだけ権利を保障する」、案 B は「一人ひとりの尊厳を保障し、そのために国家の権限を定める」とする。

課題　二つの案を比較し、主権・権利・権力の制限の関係を説明する。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「役立つかを誰が決める？」と問い、権利の保障と個別の義務の履行を混同させない。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：案 A では、病気で働けない人と政府に反対した人を「役立たない」と判定できる。判定基準は政府が後から変更できる。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「役立つかを誰が決める？」と問い、権利の保障と個別の義務の履行を混同させない。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：個人の尊重を基礎にすれば、国家への貢献や政府への賛否で人権を選別できない。案 A は政府の判断で保障を失わせる危険がある。国民主権の下でも、最高法規で権力を制限し基本的人権を守る必要がある。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

自由権の成立と精神的自由

第 6 時　50 分　参照 p.15〜17　A 知識整理　解答・指導例

問い　自分の考えをもつ自由と、外に表す自由をどう守るか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.15　国家の不当な干渉を排除する**（自由権）**は、**自由権的基本的人権**ともいい、**国家からの自由**を意味する。

K2　p.15　**（ロック）**は『**（市民政府二論）**』で自然権を守る政府を説き、権力の濫用に対する**（抵抗権）**（革命権）を認めた。

K3　p.16　**市民革命**を経て、**バージニア権利章典・アメリカ独立宣言・フランス人権宣言**が自由や権利を示した。

K4　p.16　**（モンテスキュー）**は『**（法の精神）**』で権力分立を説いた。権力を分ける目的は、自由への侵害を防ぐことである。

K5　p.16　自由権には**精神的自由・人身の自由・経済的自由**がある。精神的自由には**（思想・良心の自由）**、**（信教の自由）**、**（学問の自由）**などがある。

K6　p.16　国家と宗教の結び付きに歯止めをかけ、信教の自由を守る原則が**（政教分離）**。大学の自治は学問の自由と関係する。

K7　p.17　意見や情報を外に表す**（表現の自由）**には、集会・結社・言論・出版などが含まれる。憲法は**検閲**を禁止する。

K8　p.17　**間接適用説**は、私人間の人権問題を民法の公序良俗などを通じて救済する考え方。国と私人の関係との違いを押さえる。

2 ペアで説明して確かめる

心の中で考えることと、他者に伝える行為は同じか。

違う。内心そのものの自由と、他者の権利にも関わる表現行為を区別する。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

自由権の成立と精神的自由

第 6 時　50 分　参照 p.15〜17　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　自分の考えをもつ自由と、外に表す自由をどう守るか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の公立施設が、講演会を開く人に「市の方針に心から賛成すると記入すること」を求める。さらに講演原稿をすべて事前提出するよう求めた。

課題　内心・表現・公的機関の行為を分け、問題点と必要な確認事項を整理する。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「安全上の行動ルールと、心の中の賛否をそろえる要求は同じ？」。生徒自身の信仰や政治的立場は尋ねない。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：講演者は施設の安全上の約束には従うとしている。施設側が問題にしているのは危険な行為ではなく、市の政策への批判そのものだった。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「安全上の行動ルールと、心の中の賛否をそろえる要求は同じ？」。生徒自身の信仰や政治的立場は尋ねない。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：思想・良心の自由を守るには、政策への内心の賛同を施設利用の条件にすべきでない。表現の自由も民主政治を支える。安全のための条件と、政策批判の排除を区別し、具体的な危険の有無を確かめる必要がある。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

人身の自由と適正な刑事手続

第 7 時　50 分　参照 p.17〜18　A 知識整理　解答・指導例

問い　疑われた人の権利を守ることは、なぜ全員に関わるのか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.17　憲法は**奴隷的拘束及び苦役からの自由**を保障する。自由や刑罰に関わる処分は**（法定手続の保障）**に従う必要がある。

K2　p.17　何が犯罪でどの刑罰を科すかを事前に法律で定める原則が**（罪刑法定主義）**。

K3　p.17　逮捕や捜索などには原則として裁判官の令状を求める**（令状主義）**がある。現行犯逮捕などの例外と分けて理解する。

K4　p.17　被疑者・被告人には**（弁護人依頼権）**があり、不利益な供述を強制されない**（黙秘権）**が保障される。

K5　p.17　有罪確定前は**（無罪推定の原則）**に従う。検察官が立証し、合理的な疑いが残れば**疑わしきは被告人の利益に**従う。

K6　p.17　被告人には公平な裁判所の迅速な**（公開の裁判を受ける権利）**がある。唯一の不利益な証拠が自白だけなら有罪にできない。

K7　p.18　**拷問・残虐な刑罰**は禁止される。行為当時に適法だったことを後から処罰しないのが**（遡及処罰の禁止）**。

K8　p.18　確定した事件で重ねて刑事責任を問わない**（一事不再理）**。無実なのに犯人とされる**冤罪**を防ぐ手続が重要である。

K9　p.18　**司法取引制度**（合意制度）や**取り調べの可視化**が導入された。制度の利点と、虚偽供述などの危険を併せて検討する。

2 ペアで説明して確かめる

黙秘したことだけで有罪と判断してよいか。

いけない。供述しない権利があり、有罪は検察官の立証と証拠に基づいて判断する。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

人身の自由と適正な刑事手続

第 7 時　50 分　参照 p.17〜18　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　疑われた人の権利を守ることは、なぜ全員に関わるのか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の盗難事件で X が疑われた。資料 A は「現場近くにいた」、資料 B は「質問に答えなかった」、資料 C は「盗品が X の物かは未確認」とする。

課題　分かる事実と推測を分け、X の有罪・無罪は決めず、さらに確かめる事項と必要な手続を提案する。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「分からないことを、都合のよい推測で埋めていない？」。犯罪の被害経験や家庭の事情は話させない。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：別の映像では現場近くに似た服装の人が複数いる。X が答えなかった理由も、まだ確認されていない。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「分からないことを、都合のよい推測で埋めていない？」。犯罪の被害経験や家庭の事情は話させない。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：現場付近にいたことだけでは犯人と断定できず、黙秘権の行使を有罪の根拠にもできない。無罪推定の原則に立ち、人物の識別や盗品との関係を証拠で確かめる。捜査でも法定手続の保障を守る必要がある。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

経済的自由と財産権

第 8 時　50 分　参照 p.18〜19　A 知識整理　解答・指導例

問い　営業の自由と食品の安全を、負担も比較してどう両立させるか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.18　**（経済的自由）**には、**（居住・移転及び職業選択の自由）**、**海外移住及び国籍離脱の自由**、**（財産権の保障）**などがある。

K2　p.19　**職業選択の自由**には、自ら選んだ仕事を営む**（営業の自由）**も含まれる。

K3　p.19　国会が政策を選ぶ広い判断の余地を**（立法裁量）**という。ただし規制の目的と手段に合理的な関連が必要である。

K4　p.19　財産を使用・収益・処分する自由も保障される。公共のため特別の犠牲を求める場合の金銭的な補填が**（損失補償）**。

K5　p.19　**薬事法訴訟**では薬局の距離制限が違憲とされた。**公衆浴場法訴訟**では浴場の距離制限が合憲とされた。

K6　p.19　同じ距離制限でも、目的・業種の事情・効果を検討する。制限が必要以上でないかを考える視点に**比例原則**がある。

K7　p.18　経済的自由は**公共の福祉**の観点から制限され得るが、行政の都合だけで無制限に奪ってよいわけではない。

2 ペアで説明して確かめる

「同じ距離規制だから、裁判の結論も同じ」は正しいか。

誤り。規制目的と具体的な業種の事情、手段の合理性を比較する。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

経済的自由と財産権

第 8 時　50 分　参照 p.18〜19　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　営業の自由と食品の安全を、負担も比較してどう両立させるか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の市が飲食店の衛生対策を比較する。案 A は全店へ年 2 回の検査、案 B は全店へ年 1 回の検査と無料研修を行い、危険が見つかった店を追加検査する。年間費用はともに 100 万円。既存の衛生基準は両案とも守る。

課題　安全への効果、営業への負担、見落としの危険を比べ、案と改善条件を提案する。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「同じ費用でも、誰の負担が違う？」「未確認の効果を断定していない？」。A・B・組合せのいずれも根拠を問う。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：試行では A は幅広く点検できたが、毎回の準備で営業負担が増えた。B は重点店へ早く対応できたが、自己申告だけでは危険を見落とした。事故減少の効果はまだ不明。無作為検査を一部加える案も出た。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「同じ費用でも、誰の負担が違う？」「未確認の効果を断定していない？」。A・B・組合せのいずれも根拠を問う。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：営業の自由と安全を両立するため、B を基に無作為検査を加えたい。重点検査には利点があるが、自己申告だけでは見落としがある。比例原則の観点から負担と効果を比べ、事故件数や準備時間を確認して見直す。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

法の下の平等と合理的配慮

第 9 時　50 分　参照 p.19〜20　A 知識整理　解答・指導例

問い　参加の機会を保障するために、限られた条件でどのような配慮を選ぶか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.19　**（法の下の平等）**は合理的な根拠のない差別を許さないこと。現実の違いを無視し、すべてを機械的に同じにすることではない。

K2　p.19　憲法は**貴族制度の禁止**、**両性の本質的平等**、**選挙権の平等**、**教育の機会均等**なども定める。

K3　p.20　被差別部落の人々への差別、在日韓国・朝鮮人への差別など、歴史的な経緯をもつ不合理な差別の解消が課題である。

K4　p.20　**（アイヌ施策推進法）**はアイヌの人々を先住民族と明記した。文化や出自で個人の価値を決めてはならない。

K5　p.20　**障害者基本法**、**（障害者権利条約）**、**（障害者差別解消法）**は障害者の尊厳と参加を支える。

K6　p.20　障壁を取り除くため、個別の状況に応じて過重な負担とならない範囲で行う調整が**（合理的配慮）**。本人との対話が重要である。

K7　p.20　**尊属殺人重罰規定違憲判決**や**婚外子法定相続分差別違憲判決**は、家族関係を理由とした不合理な区別を点検した。

K8　p.20　**（DV 防止法）**は配偶者等からの暴力の被害者を保護する。差別や暴力を個人の我慢だけで解決しようとしない。

K9　p.20　**ヘイトスピーチ**は特定の民族や集団への差別的な言動。**ヘイトスピーチ解消法**や**部落差別解消推進法**などを教科書の欄外で確認する。

2 ペアで説明して確かめる

全員に階段だけを使わせることは、参加の機会も平等にするか。

必ずしもそうではない。利用できない人の障壁を確認し、必要な調整を考える。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

法の下の平等と合理的配慮

第 9 時　50 分　参照 p.19〜20　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　参加の機会を保障するために、限られた条件でどのような配慮を選ぶか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の説明会に 30 人が申し込んだ。2 階会場には階段しかなく、申込者の一人が会場変更を相談した。案 A は 1 階 20 席とオンラインの併用で追加 2 万円。案 B は近隣の段差のない 30 席の会場へ移り、追加 3 万円と徒歩 15 分が必要。予算の上限は 3 万円。

課題　参加の機会・本人の希望・費用と移動を比べ、二案の利点と課題を書く。不足する情報を一つ挙げる。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「費用の少なさだけで参加を保障できる？」「席が足りない案をどう直す？」。配慮の有無を多数決にせず、本人との対話を前提にする。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：本人は対面を希望する。オンライン参加を希望する人は 8 人だが、案 A では残る 22 人に 20 席しかない。案 B の移動には、道案内を付けてほしいという声がある。日時変更の可否は未確認。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「費用の少なさだけで参加を保障できる？」「席が足りない案をどう直す？」。配慮の有無を多数決にせず、本人との対話を前提にする。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：法の下の平等を支える合理的配慮として、私は全員が対面参加できる案 B を提案する。ただし移動の障壁は残るため、本人や参加者と経路を確認する。案 A を選ぶ場合も、席数の不足と本人の希望に応じた調整が必要である。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

多様性と共生社会

第 10 時　50 分　参照 p.21〜22　A 知識整理　解答・指導例

問い　だれも排除しない案内や制度にするには、何を確かめるか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.21　**（女子差別撤廃条約）**の批准に先立ち**（男女雇用機会均等法）**が制定され、その後**（男女共同参画社会基本法）**が制定された。

K2　p.21　性的な言動による不利益や環境の悪化は**セクシュアル・ハラスメント**。性別による固定的な役割の押し付けを点検する。

K3　p.21　**LGBT** は性的少数者を表す言葉の一つ。**性的指向**と**性自認**を合わせて **SOGI** といい、誰にでも関わる。

K4　p.21　**性同一性障害者特例法**は法律上の性別変更に関わる。**（LGBT 理解増進法）**は性的指向・性自認の多様性の理解増進を目的とする。

K5　p.21　機会や条件を対等にする**形式的平等**と、格差の是正を目指す**実質的平等**を区別する。積極的な是正策が**（ポジティブ・アクション）**。

K6　p.21　一定の枠を割り当てる**クオータ制**はその一例。目的、対象、期限、効果を点検する必要がある。

K7　p.22　国籍と肌の色・出身地は同じではない。日本の**国籍法**は原則として**血統主義**をとり、**帰化**による取得もある。

K8　p.22　外国人にも権利の性質上可能な限り人権保障が及ぶ。**外国人地方参政権**と、自治体独自の**住民投票**は区別する。

K9　p.22　言語や文化などの違いを尊重し、公正に暮らせる社会を目指す考え方が**（多文化共生）**。

2 ペアで説明して確かめる

国籍、話す言語、外見を一対一で決め付けてよいか。

いけない。本人の状況を確かめ、それぞれ別の事柄として扱う。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

多様性と共生社会

第 10 時　50 分　参照 p.21〜22　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　だれも排除しない案内や制度にするには、何を確かめるか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の地域交流会で「受付は女性、運搬は男性」と募集し、日本語の長文だけで参加案内を出した。主催者は「例年どおりなので公平だ」と説明する。

課題　案内のどこが参加を妨げ得るかを探し、役割の決め方と情報の伝え方を修正する。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「属性ではなく、仕事に必要な条件は何？」。生徒の SOGI、国籍、家庭事情を挙手で調べない。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：力仕事が得意でない男性や、運搬を希望する女性がいる。日本語を読むのに時間がかかる参加希望者は、短い文と図があれば理解できる。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「属性ではなく、仕事に必要な条件は何？」。生徒の SOGI、国籍、家庭事情を挙手で調べない。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：性別から能力や希望を決め付けず、仕事内容を示して希望と必要な条件で役割を決めたい。多文化共生のためには国籍で一括りにせず、やさしい日本語や図などを用意し、実際に情報が届くか確かめる必要がある。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

参政権と権利を救済するしくみ

第 11 時　50 分　参照 p.22〜23　A 知識整理　解答・指導例

問い　政治に参加する権利と、被害から救済される権利はどう違うか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.22　政治の意思決定に参加する**（参政権）**は**国家への自由**とも表される。

K2　p.22　**（ルソー）**は『**（社会契約論）**』で、共通の利益を目指す**（一般意志）**と**人民主権論**を説いた。**チャーティスト運動**などは参政権の拡大を求めた。

K3　p.23　財産などで選挙権を制限しない**（普通選挙）**が広がり、広い国民が政治に参加する**大衆民主主義**が発展した。

K4　p.23　代表を通じた**（議会制民主主義）**では**（選挙権）**が重要。憲法は普通選挙や**投票の秘密**を保障し、**公職選挙法**が具体的制度を定める。

K5　p.23　**特別法の住民投票**、**憲法改正の国民投票**、**最高裁判所裁判官の国民審査**も区別して押さえる。

K6　p.23　国などへ救済や施策を求める**（国務請求権）**には、平穏に要望を伝える**（請願権）**などがある。

K7　p.23　公務員の違法な行為による損害の救済を求める**（国家賠償請求権）**、司法による救済を求める**（裁判を受ける権利）**がある。

K8　p.23　抑留・拘禁後に無罪となった場合などに補償を求める**（刑事補償請求権）**は、国家賠償請求権と要件が異なる。

2 ペアで説明して確かめる

最高裁判所裁判官の国民審査と裁判員制度は同じか。

違う。前者は裁判官の罷免に関する制度、後者は一定の刑事裁判への参加である。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

参政権と権利を救済するしくみ

第 11 時　50 分　参照 p.22〜23　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　政治に参加する権利と、被害から救済される権利はどう違うか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の地域で、住民 A は公園整備を求め、住民 B は違法な行政処分で損害を受けたと訴え、住民 C は議員を選びたいと考えている。

課題　A・B・C の目的に合う権利や手続を選び、似た制度との違いを説明する。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「求めたい結果は、政策変更・処分取消し・損害の回復のどれ？」。具体的な訴訟要件の判定までは求めない。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：B は処分の取り消しと損害の賠償の両方を求めている。A は「請願を出したら、必ず希望どおりの政策になる」と考えていた。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「求めたい結果は、政策変更・処分取消し・損害の回復のどれ？」。具体的な訴訟要件の判定までは求めない。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：参政権は政治の意思決定への参加を支え、国務請求権は救済などを求める道を保障する。B の取消しと賠償は目的を分けて考える。A の請願権は要望を伝える権利であり、希望する結果まで保証するものではない。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

社会権と人間らしい生活

第 12 時　50 分　参照 p.24〜25　A 知識整理　解答・指導例

問い　必要な人に学習支援を届けるには、何を優先して整えるか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.24　国家の積極的な施策を求める**（社会権）**（社会権的基本的人権）は、**国家による自由**と表される。

K2　p.24　国家の役割を警察・司法・外交などに限定する**夜警国家**に対し、生活保障や格差是正を重視するのが**（福祉国家）**。

K3　p.24　1919 年の**（ワイマール憲法）**は社会権を保障した代表例。日本国憲法 25 条は**（生存権）**を保障する。

K4　p.24　**健康で文化的な最低限度の生活**を具体化する制度として、生活保護法などがある。

K5　p.25　25 条を国政の方針とみる**（プログラム規定説）**に対し、立法などを求める抽象的な権利を認める**抽象的権利説**がある。

K6　p.25　**（教育を受ける権利）**と**（義務教育の無償）**は 26 条。**教育基本法**は教育の目的や機会均等などを定める。

K7　p.25　27 条の**勤労の権利**（労働権）と労働条件の法定、28 条の**（労働基本権）**は労働者を支える。

K8　p.25　労働三権は**（団結権）**・**（団体交渉権）**・**（団体行動権）**（争議権）。労働組合法や労働関係調整法などで具体化される。

2 ペアで説明して確かめる

自由権と社会権で、国家に求める働きはどう違うか。

自由権は不当な干渉の排除、社会権は人間らしい生活のための積極的施策を求める。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

社会権と人間らしい生活

第 12 時　50 分　参照 p.24〜25　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　必要な人に学習支援を届けるには、何を優先して整えるか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の市の学習室は平日 17 時まで開く。追加予算は月 6 万円。A は端末 6 台の貸出に 3 万円、B は交通費支援 10 人分に 3 万円、C は週 2 日の夜間開室に 6 万円。既存の支援は継続し、追加策を予算内で選ぶ。

課題　利用を妨げる条件と各案の効果を対応させ、届かない人への対応も示す。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「人数を足してよい？」「選ばなかった案が必要な人はどうなる？」。予算は架空の条件で、権利保障の上限とは扱わない。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：匿名調査で端末がない人 6 人、交通費が難しい人 8 人、夜間しか来られない人 12 人が分かった。同じ人が複数に含まれるが重複人数は不明。利用希望は任意回答で、未回答者の事情も不明である。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「人数を足してよい？」「選ばなかった案が必要な人はどうなる？」。予算は架空の条件で、権利保障の上限とは扱わない。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：教育を受ける権利を実質的に支えるため、まず A と B を組み合わせたい。ただし夜間しか来られない人には届かない。人数には重複があり、単純に合計できない。匿名で利用条件を追加調査し、開室時間も継続して検討する。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

新しい人権と情報の公開

第 13 時　50 分　参照 p.26〜27　A 知識整理　解答・指導例

問い　個人の私生活を守りながら、政策を判断するための情報をどう届けるか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.26　社会の変化に対応して主張される**（新しい人権）**には、**（人格権）**、**平和的生存権**、**（環境権）**などがある。

K2　p.26　人格権は生命・自由・名誉など人格的な利益を守る権利。**幸福追求権**を根拠の一つとし、**肖像権**も関係する。

K3　p.26　環境権は良好な環境を享受する権利として主張される。裁判での救済は人格権などの具体的根拠も検討する。

K4　p.26　**環境基本法**や**（環境影響評価）**（環境アセスメント）は、事業の環境影響を調査・検討するしくみに関わる。

K5　p.27　政治や社会について判断するため情報を受け取る**（知る権利）**は、表現の自由と結び付く。

K6　p.27　**（情報公開法）**は行政文書の開示請求を定める。個人情報や安全保障などの不開示情報との調整が必要である。

K7　p.27　**（特定秘密保護法）**に基づく秘密の保護と、国民の知る権利・報道の自由との関係が課題となる。

K8　p.27　報道への反論掲載などを求める**アクセス権**（反論権）は、最高裁では一般的な権利として認められていない。

K9　p.27　**（プライバシーの権利）**は私生活に関わる利益を守る。**通信の秘密**や**住居の不可侵**も私生活を支える。

2 ペアで説明して確かめる

知る権利があれば、個人情報もすべて公開すべきか。

違う。公共的な判断に必要な情報と、個人の私生活を守る利益を具体的に比較する。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

新しい人権と情報の公開

第 13 時　50 分　参照 p.26〜27　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　個人の私生活を守りながら、政策を判断するための情報をどう届けるか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の道路計画の説明会は 10 日後。公開できる費用・騒音予測の資料と、氏名・病歴を含む相談記録がある。案 A は資料を 3 日後に部分公開し、相談記録の編集は後から行う。案 B は相談内容も整理して 7 日後にまとめて公開する。どちらも個人が識別できる部分は非公開とする。

課題　公開の早さ・判断材料の十分さ・個人の識別可能性を比べ、段階的な公開も含めて案をつくる。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「名前を消せば特定できない？」「早く出すことで不足する材料は？」。全部公開・全部非公開の二択を越え、公開範囲と時期を分ける。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：相談記録には、予測資料にない夜間の騒音の訴えがある。氏名を消しても、詳しい住所や病歴から個人を特定できるおそれがある。論点ごとの要約なら 5 日後に公開できるが、要約の正確さの確認が必要。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「名前を消せば特定できない？」「早く出すことで不足する材料は？」。全部公開・全部非公開の二択を越え、公開範囲と時期を分ける。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：知る権利とプライバシーの権利を両立するため、費用と騒音予測を先に公開し、相談の論点を後で補いたい。氏名だけでなく住所等による識別も点検する。要約の正確さと非公開の理由を説明し、説明会前の検討時間を確保する。

自己点検 □語句を正しく使った □根拠を示した □他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

個人情報と自己決定

第 14 時　50 分　参照 p.28〜29　A 知識整理　解答・指導例

問い　学習支援に必要な情報を、本人の選択と両立させてどう扱うか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.28　自分の情報の取扱いに関わる権利を**（自己情報コントロール権）**という。**（個人情報保護法）**は利用目的や適正な取得・管理などを定める。

K2　p.28　**（自己決定権）**は自分の生き方を自ら決める権利。医療で説明を受け理解した上で同意するしくみが**（インフォームド・コンセント）**。

K3　p.28　本人の利益を理由に、その意思や行動に介入する考え方が**パターナリズム**。未成年者の保護は一例で、成人にも関わる。保護と自律を考える。

K4　p.28　**住民基本台帳法**や**マイナンバー法**に関わる情報利用でも、目的外利用や漏えいを防ぐしくみが重要である。

K5　p.29　大量の情報を**（ビッグデータ）**という。便利な分析と、プライバシーや自律への影響を分けて点検する。

K6　p.29　EU の**一般データ保護規則（GDPR）**には消去に関する権利がある。**忘れられる権利**と日本の検索結果削除の判断は同一ではない。

K7　p.29　**知的財産基本法**の下で**知的財産権**を保護する。**特許権**は発明、**実用新案権**は物品の形状等の考案、**意匠権**はデザイン、**商標権**は商品等の目印に関わる。

K8　p.29　作品の表現を保護する**（著作権）**。インターネットで見られることは、自由に転載できることと同じではない。

K9　p.29　**不正アクセス禁止法・サイバーセキュリティ基本法・情報流通プラットフォーム対処法**などが情報社会に対応する。

K10　p.29　**個人情報保護委員会**は個人情報の取扱いを監督する。情報を確かめて判断する力である**（情報リテラシー）**も必要である。

2 ペアで説明して確かめる

同意ボタンを押した事実だけで、十分な自己決定といえるか。

利用目的や不利益を理解し、選択できたかも確かめる必要がある。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

個人情報と自己決定

第 14 時　50 分　参照 p.28〜29　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　学習支援に必要な情報を、本人の選択と両立させてどう扱うか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の学習アプリで、A は氏名付きの学習履歴を学期末まで保存し個別助言に使う。B は氏名と結び付けない集計だけを保存し全体の授業改善に使う。成績提出は別の仕組みで行い、紙での学習も選べる。

課題　支援の効果、集める情報、保存期間、本人への説明を比べ、運用案をつくる。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「同意すれば何でもよい？」「氏名を消せば十分？」。収集の必要性と自由に選べる条件を別々に点検する。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：A にはつまずきに応じた助言を望む声と、履歴を残したくない声がある。B も少人数の集計では個人を推測できるおそれがある。提供会社から広告への二次利用を求められたが、当初の説明にはない。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「同意すれば何でもよい？」「氏名を消せば十分？」。収集の必要性と自由に選べる条件を別々に点検する。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：自己情報コントロール権を考え、個別助言を望む人には A、履歴を残したくない人には紙の学習を用意したい。保存期間と閲覧者を説明し、広告への利用は認めない。B でも人数が少ない集計は識別のおそれを点検する。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

権利と義務と公共の福祉

第 15 時　50 分　参照 p.30〜31　A 知識整理　解答・指導例

問い　権利がぶつかったとき、何を基準に調整するか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.30　人権は人々の自由獲得の努力を通じて保障されてきた。**ファシズム**などの全体主義の経験は、個人の尊厳の重要性を示す。

K2　p.30　国民の三大義務は**（保護する子女に普通教育を受けさせる義務）**・**（勤労の義務）**・**（納税の義務）**。子ども自身の義務と混同しない。

K3　p.30　**（公共の福祉）**は、すべての人に等しく人権を保障するため、権利相互を調整する原理である。

K4　p.31　公共の福祉は、社会全体の利益という言葉だけで個人を無制限に犠牲にする根拠ではない。必要性や制限の程度を問う。

K5　p.31　民主政治と人権保障を両立させる**（立憲民主主義）**では、多数者が少数者を政治から排除してはならない。

K6　p.31　**（二重の基準）**は、精神的自由への制限を経済的自由への制限より厳格に審査すべきだという考え方である。

K7　p.31　公法上の権利・義務と、売買契約など私法上の権利・義務は関係が異なる。義務を果たしていない人にも基本的人権はある。

K8　p.31　他人の土地に囲まれた土地から公道へ出る通行など、一方の権利の実現が他方の負担と結び付く場合がある。

2 ペアで説明して確かめる

納税できない人には人権がない、といえるか。

いえない。基本的人権の保障は、義務を果たしたことへの報酬ではない。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

権利と義務と公共の福祉

第 15 時　50 分　参照 p.30〜31　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　権利がぶつかったとき、何を基準に調整するか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の市民会館に講演会の申込みがあった。市は「反対する人がいるので公共の福祉に反する」として、利用を全面的に断る案を出した。

課題　制限の目的・具体的危険・制限の程度を点検し、他の方法と比較する。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「誰の、どの権利を守るための制限？」。反対者の存在と具体的な危険を区別する。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：暴力の予告や具体的な危険は確認されていない。音量と終了時刻を定め、出入口を整理することは可能だと分かった。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「誰の、どの権利を守るための制限？」。反対者の存在と具体的な危険を区別する。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：公共の福祉は反対意見があるだけで集会を禁止する根拠にはならない。立憲民主主義では少数者の表現も守る必要がある。具体的な危険を確かめ、音量や時刻の調整など、権利への制限が小さい方法を検討したい。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

民主政治と議院内閣制

第 16 時　50 分　参照 p.32〜33　A 知識整理　解答・指導例

問い　代表を選んだ後も、国民はどう政治を点検できるか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.32　国家の政治のあり方を最終的に決める権力の正当性が国民に由来する原理が**（国民主権）**。

K2　p.32　国民が直接決める**（直接民主制）**に対し、選んだ代表が決めるのが**（間接民主制）**（代表民主制）である。

K3　p.32　議会を中心とする間接民主制が**（議会制民主主義）**。**全国民の代表の原理・審議の原理・行政の監督の原理**が重要である。

K4　p.33　日本の**（象徴天皇制）**では、天皇は国政に関する権能をもたず、内閣の助言と承認の下で形式的・儀礼的な**（国事行為）**を行う。

K5　p.33　議会の信任を基礎として内閣が成立し、議会に責任を負う制度が**（議院内閣制）**。内閣は議会に**連帯責任**を負う。

K6　p.33　政権を担う党が**（与党）**、政権に就かない党が**（野党）**。野党による監視や政策提案も政治の点検に役立つ。

K7　p.33　イギリス議会は**上院（貴族院）**と**下院（庶民院）**。野党は**影の内閣**を組織し政策を競う。

K8　p.33　日本では国会が首相を**指名**し、天皇が**任命**する。最終的な政治判断の主体を取り違えない。

2 ペアで説明して確かめる

天皇が首相を自由に選ぶことはできるか。

できない。国会の指名に基づいて任命する国事行為である。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

民主政治と議院内閣制

第 16 時　50 分　参照 p.32〜33　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　代表を選んだ後も、国民はどう政治を点検できるか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の議会選挙で A 党が過半数を得た。ある議員は「選挙で勝ったので、任期中は質問や説明を受け付けなくてもよい」と主張した。

課題　選挙・審議・行政監督の役割を分け、選挙後の点検方法を提案する。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「選挙時に知らなかった事実が出たら？」。特定の現実の政党への支持表明は求めない。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：選挙後に大規模な災害が起こり、従来の政策の優先順位を変える必要が出た。選挙時には分からなかった被害も報告されている。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「選挙時に知らなかった事実が出たら？」。特定の現実の政党への支持表明は求めない。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：議会制民主主義は、選挙だけでなく審議と行政の監督を通じて働く。新しい被害の情報を国会で確かめ、与党も野党も理由と対案を示す必要がある。議院内閣制の下で、内閣の対応を継続して点検したい。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

世界の政治体制と権力の分け方

第 17 時　50 分　参照 p.34〜36　A 知識整理　解答・指導例

問い　選挙があることだけで、権力が十分に点検されるといえるか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.34　アメリカ型の**（大統領制）**では、大統領と議会が別々に選ばれ、行政と立法の独立性が強い。

K2　p.34　米大統領は**大統領選挙人**を介する間接選挙で選ばれる。法律案への**（拒否権）**や、政策方針を示す**（教書）**の送付が認められる。

K3　p.34　米議会は**上院**と**下院**。**民主党**と**共和党**を中心とする二大政党制で、上院には条約承認や高官人事への同意などの権限がある。

K4　p.35　社会主義政党の**（一党独裁）**と**（権力集中制）**（民主集中制）では、権力を分けて競争・監視する体制との違いを考える。

K5　p.35　中国の国家機関には**（全国人民代表大会）**（全人代）、**国務院**、**国家主席**などがある。制度上の配置と実際の党の指導を区別する。

K6　p.35　**一国二制度**は一つの国の中で異なる制度を認める考え方。**香港国家安全維持法**をめぐり自由の保障が課題となってきた。

K7　p.35　政治参加や結社の自由を限定する**権威主義体制**、経済発展を優先する**開発独裁**といった分類もある。

K8　p.36　中央と州などが統治権を分担する**（連邦制）**。権力の分け方には、立法・行政・司法の区分だけでなく地域間の区分もある。

K9　p.36　**イスラーム諸国の政治体制**も一様ではない。宗教、選挙、議会、権限の関係を個別に比較し、宗教だけで政治体制を決め付けない。

2 ペアで説明して確かめる

大統領がいる国は、すべて米国と同じ制度か。

違う。首相の有無や議会との責任関係などを国ごとに比較する。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

世界の政治体制と権力の分け方

第 17 時　50 分　参照 p.34〜36　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　選挙があることだけで、権力が十分に点検されるといえるか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の制度カード A は「行政の長と議会を別々に選び相互に点検」、B は「一つの党が主要機関を指導」、C は「中央と州が権限を分担」とする。

課題　カードを競争・監視・地域の自治の観点で比較する。A と C が同時に成り立つ可能性も検討する。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「行政と立法の関係」と「中央と地域の関係」を二軸に分ける。特定の国民や宗教の性格に原因を求めさせない。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：A では大統領の支持党と議会多数派が異なり、法案が成立しないことがある。C では地域で政策を変えられるが、調整に時間がかかる。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「行政と立法の関係」と「中央と地域の関係」を二軸に分ける。特定の国民や宗教の性格に原因を求めさせない。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：大統領制や連邦制は別の軸なので両立する。権力分立は点検に役立つ一方、対立時の調整も必要だ。選挙の有無だけでなく、反対意見の自由、権限の配置、行き詰まった場合の手続を比較して評価したい。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

国会の組織と審議

第 18 時　50 分　参照 p.37〜38　A 知識整理　解答・指導例

問い　国会の審議で、早い対応と多様な意見の反映をどう両立させるか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.37　国会は**（国権の最高機関）**であり、国の**（唯一の立法機関）**。**衆議院**と**参議院**からなる**（二院制）**をとる。

K2　p.37　衆議院の任期は 4 年で解散がある。参議院は 6 年で、3 年ごとに半数改選、解散はない。

K3　p.37　議員には**（不逮捕特権）**、院内の演説・討論・表決に関する**（免責特権）**、**（歳費特権）**がある。いずれも無制限の特権ではない。

K4　p.37　国会は**立法権**、**予算の議決権**、**条約の承認権**、首相の指名、憲法改正の発議などを担う。

K5　p.37　各議院には**（国政調査権）**、**議院規則制定権**、**議員懲罰権**などがある。調査でも裁判官の職権の独立を侵害できない。

K6　p.38　国会の種類は**（常会）**（通常国会）、**（臨時会）**（臨時国会）、**（特別会）**（特別国会）。衆議院解散中の緊急時には**参議院の緊急集会**がある。

K7　p.38　**委員会制度**の下で専門的に審議し、**常任委員会**や特別委員会を設ける。**公聴会**では利害関係者・有識者などから意見を聴く。

K8　p.38　本会議は総議員の 3 分の 1 以上の出席で開き、原則は出席議員の過半数で議決する。例外の人数条件と区別する。

K9　p.38　**一事不再議の原則**は同じ会期中に同じ議案を再び審議しない原則。**会期不継続の原則**には継続審査などの例外がある。

K10　p.37　各議院には議員の資格を判断する**身分裁判権**がある。衆議院には**予算の先議権**と**内閣不信任決議権**がある。

2 ペアで説明して確かめる

国政調査権があれば、国会が裁判官に判決内容を命令できるか。

できない。国政の調査と裁判官の職権の独立は区別する。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

国会の組織と審議

第 18 時　50 分　参照 p.37〜38　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　国会の審議で、早い対応と多様な意見の反映をどう両立させるか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の通学支援法案を審査する委員会で、A は 1 週間で各地の意見をオンラインで聴く、B は 3 週間かけ現地調査も組み合わせる案が出た。既存支援は続くが、どちらも法案の修正と必要な審議を経る。

課題　意見の届きやすさ、情報の確かさ、遅れる影響を比較し、審議の進め方を提案する。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「多数の意見だけで十分？」「現地調査が必要な情報はどれ？」。日数は架空の計画で、法定の審議期間ではない。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：一律の距離基準では、安全な経路がない生徒が対象から外れるおそれがある。通信環境が弱い地域もある。地図と電話で一部は確認できるが、危険箇所の現地状況はまだ確認されていない。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「多数の意見だけで十分？」「現地調査が必要な情報はどれ？」。日数は架空の計画で、法定の審議期間ではない。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：委員会制度による審議を充実させるため、A に電話での聴取と危険箇所の重点調査を加えたい。通信環境や経路の違いで意見が漏れるためだ。確認できない点を明記し、速さだけでなく対象の公平さも検討して法案を点検する。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

法律の成立と衆議院の優越

第 19 時　50 分　参照 p.38〜39　A 知識整理　解答・指導例

問い　二つの議院の意見が違うとき、どう結論を出すか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.38　法律案は原則として両議院で可決して成立する。一定の条件で衆議院の意思を優先するのが**（衆議院の優越）**。

K2　p.39　法律案で参議院が異なる議決をした場合、衆議院の**出席議員の 3 分の 2 以上**の賛成による再可決で成立する。

K3　p.39　参議院が法律案受領後、国会休会中の期間を除く 60 日以内に議決しない場合、衆議院は否決とみなすことができる。自動成立ではない。

K4　p.39　予算・条約承認は 30 日、首相指名は 10 日（いずれも国会休会中を除く）の不議決の場合、衆議院の議決が国会の議決となる。両院で異なる議決なら**（両院協議会）**で調整し、不一致なら衆議院の議決を優先する。

K5　p.38　衆議院には**（予算の先議権）**がある。憲法改正の発議には衆議院の優越はなく、各議院で総議員の 3 分の 2 以上が必要。

K6　p.39　与野党の党首が政策を議論する**（党首討論）**や、**国会審議活性化法**などによって審議の活性化が図られてきた。

K7　p.39　衆議院と参議院で多数派が異なる状況を**（ねじれ国会）**という。政策の停滞と、慎重な点検という両面を考える。

K8　p.39　憲法 7 条を根拠とする衆議院の解散は **7 条解散**と呼ばれる。解散権の制限の是非は、民意の反映と濫用防止から検討する。

2 ペアで説明して確かめる

国会休会中を除く 60 日間、参議院が法律案を議決しなければ、自動的に成立するか。

しない。衆議院は否決とみなせる。その後の再可決には出席議員の 3 分の 2 以上の賛成が必要。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

法律の成立と衆議院の優越

第 19 時　50 分　参照 p.38〜39　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　二つの議院の意見が違うとき、どう結論を出すか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の法律案を衆議院が可決し、参議院が否決した。衆議院の再可決に必要な人数を考える。出席 450 人、賛成 290 人だったと仮定すると、成立の人数要件を満たすだろうか。

課題　二つの仮定で必要人数を計算し、法律案の再可決と憲法改正の発議で分母と要件がどう違うか説明する。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「分母は出席議員か総議員か」「各議院の要件は？」。二つの仮定を時間順の採決と混同させない。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：別の仮定として、同じ内容の法律案への賛成が 300 人、出席が 450 人ならどうか。二つは別々の計算例で、修正案を再採決した場面ではない。さらに「同じ人数条件で憲法改正も発議できる」という説明を点検する。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「分母は出席議員か総議員か」「各議院の要件は？」。二つの仮定を時間順の採決と混同させない。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：法律案の再可決には出席議員の 3 分の 2 以上が必要で、450 人なら 300 人である。290 人の仮定では不足し、300 人なら人数要件を満たす。憲法改正の発議は各議院の総議員が分母であり、同じ条件とはいえない。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

内閣のしくみと国会への責任

第 20 時　50 分　参照 p.40〜41　A 知識整理　解答・指導例

問い　内閣に強い権限を認めながら、どう責任を問うか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.40　内閣は**行政権**の行使について国会に**（連帯責任）**を負う。**（内閣総理大臣）**は国会議員から国会が指名する。

K2　p.40　首相とその他の**（国務大臣）**が内閣を構成する。大臣の過半数は国会議員でなければならず、全員が**文民**である必要がある。

K3　p.40　首相は国務大臣を**（任命・罷免）**し、行政各部を指揮監督する。

K4　p.40　衆議院で**（内閣不信任決議）**が可決されるなどした場合、内閣は 10 日以内に衆議院を解散しない限り**（総辞職）**する。

K5　p.40　首相が欠けた場合や、衆議院総選挙後初めて国会が召集された場合も総辞職する。後任首相の任命まで職務は続く。

K6　p.41　内閣は法律の執行、条約の締結、予算の作成・提出、**（政令）**の制定、恩赦の決定などを担う。法律や政令には所定の署名と首相の連署が必要。

K7　p.41　内閣の意思決定は**（閣議）**で行う。**府・省・庁・委員会**などが行政を担い、**副大臣・大臣政務官**が大臣を補佐する。

K8　p.41　**内閣府**は省庁間の総合調整、**内閣官房**は内閣・首相の直接の補佐などを担う。**内閣官房長官**は国務大臣である。

K9　p.41　政治的中立性や専門性などのため設ける**（行政委員会）**と、業務の効率性などを目指す**（独立行政法人）**は異なる。

2 ペアで説明して確かめる

内閣が予算を作れば、そのまま国の予算として決まるか。

決まらない。内閣が作成・提出し、国会が審議・議決する。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

内閣のしくみと国会への責任

第 20 時　50 分　参照 p.40〜41　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　内閣に強い権限を認めながら、どう責任を問うか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の内閣が災害対策の予算案を作った。首相は「自分が作ったので国会の議決は要らない」と発言し、衆議院では不信任案が可決された。

課題　権限の主体を整理し、不信任後に取り得る手続を説明する。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「提案・議決・執行を誰が担う？」。実際の災害時の緊急措置全般を、この簡略事例だけで判定させない。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：不信任案可決から 10 日が経過しても衆議院は解散されていない。ある大臣は「首相だけ辞めれば内閣はそのままでよい」と述べた。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「提案・議決・執行を誰が担う？」。実際の災害時の緊急措置全般を、この簡略事例だけで判定させない。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：内閣は予算を作成・提出するが、議決するのは国会である。不信任可決後 10 日以内に衆議院を解散しなければ内閣は総辞職する。議院内閣制では内閣全体が国会に連帯責任を負うため、首相個人の責任だけではない。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

行政の拡大と民主的な統制

第 21 時　50 分　参照 p.42　A 知識整理　解答・指導例

問い　専門的な行政を、市民がどう点検できるか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.42　行政の機能が社会の各分野へ広がることが**（行政国家化）**。専門知識をもつ組織の管理体制を**（官僚制）**（ビューロクラシー）という。

K2　p.42　官僚制は継続的・専門的な事務処理に役立つが、秘密主義・**縦割り行政**・**法令万能主義**・形式主義などの弊害もある。

K3　p.42　法律が基本の枠組みを定め、詳細を行政の命令に委ねるのが**（委任立法）**。どの範囲を委ねたかが重要である。

K4　p.42　官僚の再就職をめぐる**（天下り）**、特定業界と関係の深い**（族議員）**、**特殊法人**との関係などでは、公正さの点検が必要となる。

K5　p.42　**（行政手続法）**は許認可や**（行政指導）**などの手続を整える。行政指導は原則として任意の協力を求めるものである。

K6　p.42　命令等の案に意見を募る**（パブリックコメント）**は、多数決ではなく意見の内容を検討する手続である。

K7　p.42　**（国家公務員倫理法）**などによって贈与・接待等の透明性を高める。**公務員制度改革**では再就職や人事のあり方も問われる。

K8　p.42　市民の苦情を受け行政を調査・報告する**行政監察官（オンブズマン）**の制度は、行政の民主化の一例である。

K9　p.42　**内閣人事局**は幹部職員の人事管理に関わる。**公務員**は全体の奉仕者であり、職務の公正さが求められる。

2 ペアで説明して確かめる

パブリックコメントで同じ意見が一番多ければ、必ず採用されるか。

そうではない。意見の内容を検討する手続で、多数決ではない。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

行政の拡大と民主的な統制

第 21 時　50 分　参照 p.42　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　専門的な行政を、市民がどう点検できるか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の行政機関が施設利用の細かな基準をつくる。案は専門用語が多く、担当者は「専門家が決めるので市民の意見は不要」と述べた。

課題　専門性を生かしつつ、理由・資料・意見募集・見直しをどう組み込むか提案する。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「意見の数と、指摘の重要性は同じ？」。官僚制を悪い制度とだけ説明せず、専門性と統制を両立させる。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：意見募集で、人数は少ないが重大な利用上の障壁を指摘する意見が届いた。他方、同じ文面の賛成意見が大量に届いている。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「意見の数と、指摘の重要性は同じ？」。官僚制を悪い制度とだけ説明せず、専門性と統制を両立させる。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：官僚制の専門性を生かすためにも、根拠と理由の公開が必要である。パブリックコメントは多数決ではないので、少数の意見でも具体的な障壁を示していれば検討する。採否の理由を説明し、施行後の見直しも設けたい。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

司法権の独立と紛争解決

第 22 時　50 分　参照 p.43〜44　A 知識整理　解答・指導例

問い　公正な裁判と、裁判以外の解決方法をどう使い分けるか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.43　政治的な圧力から裁判を守る**（司法権の独立）**と、個々の裁判官が憲法・法律・良心に従う**（裁判官の職権の独立）**を区別する。

K2　p.43　裁判所は**（最高裁判所）**と**（下級裁判所）**からなる。下級裁判所は**高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所**。

K3　p.43　不服を上級裁判所に申し立てる**（上訴）**と**（三審制）**がある。第一審判決への不服は**（控訴）**、第二審判決への不服は**（上告）**。

K4　p.43　裁判は原則として**公開の法廷**で行う。**特別裁判所**の設置は禁止されるが、家庭裁判所は通常の裁判所の体系に属する。

K5　p.43　裁判官の罷免を扱う国会の**（弾劾裁判所）**と、最高裁判所裁判官の**国民審査**は、制度と対象が異なる。

K6　p.44　**（法曹三者）**は**裁判官・弁護士・検察官**。裁判官は判断、弁護士は依頼者等の権利擁護、検察官は起訴・立証などを担う。

K7　p.44　**（民事裁判）**は私法上の権利・義務などを争い、**原告**と**被告**が当事者となる。行政の処分などを争う**行政裁判**もある。

K8　p.44　**知的財産高等裁判所**は東京高裁の特別の支部。**和解**、**調停**、**仲裁**などの**（裁判外紛争解決手続（ADR））**も利用される。

K9　p.44　**（刑事裁判）**は検察官が起訴した被告人の有罪・無罪と、有罪の場合の刑を判断する。決定・命令への不服申立ては**抗告**。三審制にも例外がある。

2 ペアで説明して確かめる

家庭裁判所は、憲法が禁止する特別裁判所か。

違う。通常の裁判所の体系に属する下級裁判所である。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

司法権の独立と紛争解決

第 22 時　50 分　参照 p.43〜44　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　公正な裁判と、裁判以外の解決方法をどう使い分けるか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の売買トラブルで、買い手は修理費を求め、売り手は責任を争っている。双方は今後も取引を続けたいが、話合いは平行線になっている。

課題　裁判・調停・仲裁を、決める人・合意・拘束力の違いで比較し、必要な確認事項を挙げる。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「第三者は話合いを助けるのか、判断を下すのか？」。実際の案件への法的助言ではなく制度比較とする。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：当事者は第三者の助けを借りた話合いを希望しているが、第三者が最終判断を下す仲裁に従う合意まではしていない。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「第三者は話合いを助けるのか、判断を下すのか？」。実際の案件への法的助言ではなく制度比較とする。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：民事裁判以外にも ADR があるが、調停と仲裁は同じではない。今回は第三者が合意を助ける調停を検討できる。仲裁は事前の仲裁合意などが必要となるため、費用・手続・拘束力を理解した上で方法を選びたい。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

刑事裁判と刑罰

第 23 時　50 分　参照 p.45〜46　A 知識整理　解答・指導例

問い　誤った処罰を防ぎ、被害の回復と再犯防止につなげるには。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.45　刑事裁判では**検察官**が犯罪を立証する。**（無罪推定の原則）**により、有罪が確定するまで被告人は無罪と推定される。

K2　p.45　合理的な疑いが残るなら有罪としない。これを**（疑わしきは被告人の利益に）**という。印象ではなく証拠で判断する。

K3　p.45　無実の人が罪に問われることが**（冤罪）**。確定判決を一定の条件の下で見直す特別な手続が**（再審）**である。

K4　p.45　刑罰には、犯罪への報いという**応報**と、犯罪の**予防**という考え方がある。**（再犯防止推進法）**は再犯防止の取組を進める。

K5　p.45　**犯罪被害者保護法**や**（犯罪被害者等基本法）**によって、被害者の権利・利益を守る取組が進められた。

K6　p.45　一定の刑事事件では、裁判所の許可を受けた被害者等が質問や意見陳述を行う**（被害者参加制度）**がある。

K7　p.45　**（少年法）**は 20 歳未満を対象とする。18・19 歳は**特定少年**として特則があり、成人年齢 18 歳と少年法の対象年齢は同じではない。

K8　p.45　**法テラス**は法的トラブルの解決に役立つ情報や支援につなぐ。制度の利用条件はそれぞれ確認する。

K9　p.46　2025 年 6 月、**懲役**と**禁錮**を一本化した**（拘禁刑）**が導入された。個々の特性に応じて改善更生のための作業や指導を行う。

2 ペアで説明して確かめる

証拠に合理的な疑いが残るが、事件が重大だから有罪にしてよいか。

できない。重大さと、被告人が犯人であることの立証は別である。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

刑事裁判と刑罰

第 23 時　50 分　参照 p.45〜46　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　誤った処罰を防ぎ、被害の回復と再犯防止につなげるには。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の事件で、映像には被告人に似た服の人物が映っているが、顔は分からない。被害者は不安を訴えている。地域では「早く処罰してほしい」という声がある。

課題　有罪判断に必要な確認と、被害者支援に必要な取組を別々に提案する。被害者役・被告人役を演じる必要はない。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「被害の深刻さと、誰がしたかの証明を混ぜていない？」。実際の被害経験を尋ねず、支援と適正手続を対立させない。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：同じ服は広く販売されていた。被害者は、犯人の特定とは別に、通学路の安全確保と相談窓口の案内を求めている。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「被害の深刻さと、誰がしたかの証明を混ぜていない？」。実際の被害経験を尋ねず、支援と適正手続を対立させない。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：無罪推定の原則から、服が似ているだけでは有罪と判断できない。他の証拠を確認し、合理的な疑いが残るなら有罪にしない。一方、被害者の安全確保や相談支援は、犯人を断定することとは切り分けて進めたい。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

司法への国民参加と違憲審査

第 24 時　50 分　参照 p.46〜47　A 知識整理　解答・指導例

問い　市民の参加と憲法による統制は、裁判をどう支えるか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.46　**（検察審査会）**は、選挙権をもつ国民から選ばれた 11 人が検察官の不起訴処分などを審査する。一定の手続を経た再審査での**起訴議決**は起訴に結び付く。

K2　p.46　**（裁判員制度）**は、一定の重大な刑事事件の第一審で国民が裁判官と判断する制度。2009 年開始、原則**裁判員 6 人**と**裁判官 3 人**。

K3　p.46　陪審員が事実認定などを担う**（陪審制）**と、市民が職業裁判官と共に審理・判断する**（参審制）**がある。国によって仕組みは異なる。

K4　p.47　**審理**で証拠等を調べ、**評議**で話し合い、**判決**を出す。有罪には、裁判官を 1 人以上含む全体の過半数の賛成が必要。

K5　p.47　憲法に反する国家の行為を防ぎ、是正する仕組みが**（憲法保障）**。裁判所の**（違憲審査権）**はその重要な手段である。

K6　p.47　違憲審査はすべての裁判所が行う。**最高裁判所**は**終審裁判所**として最終判断をするため、**（憲法の番人）**と呼ばれる。

K7　p.47　高度に政治的な国家行為について司法審査を控える考え方が**（統治行為論）**。人権保障との関係が論点となる。

K8　p.47　日本は具体的な事件を通じて審査する**（付随的違憲審査制）**（**アメリカ型**）。憲法裁判所が事件と離れて審査する**（抽象的違憲審査制）**（**ドイツ型**）と区別する。

2 ペアで説明して確かめる

9 人のうち有罪の意見が裁判員 5 人、裁判官 0 人なら、有罪の人数条件を満たすか。

満たさない。過半数でも、賛成に裁判官が 1 人以上含まれる必要がある。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

司法への国民参加と違憲審査

第 24 時　50 分　参照 p.46〜47　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　市民の参加と憲法による統制は、裁判をどう支えるか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の制度紹介カードに「裁判員だけで刑を決める」「違憲審査は最高裁だけ」「憲法違反だと思えば具体的な争いがなくても裁判できる」と書かれている。

課題　3 枚の説明を訂正し、それぞれ制度の意義が伝わる一文を加える。裁判員制度と違憲審査を同じ制度として扱わない。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「誰が・何を・どの条件で判断する？」を分ける。検察審査会は有罪を決める機関ではない。統治行為論はすべての政治問題を一律に除外する説明にしない。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：紹介先の読者は「多数決なら専門家の意見は不要」「違憲判断が少ないなら違憲審査権自体がない」と受け取った。説明に誤解を防ぐ条件を加える。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「誰が・何を・どの条件で判断する？」を分ける。検察審査会は有罪を決める機関ではない。統治行為論はすべての政治問題を一律に除外する説明にしない。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：裁判員は裁判官と共に証拠を検討し、有罪には裁判官を含む過半数が必要である。また、違憲審査はすべての裁判所が具体的事件を通して行う。制度の有無と、その権限をどの程度行使するかは区別して説明したい。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

探究 政治制度を比較する

第 25 時　50 分　参照 p.48　A 知識整理　解答・指導例

問い　政策を進める力と権力を点検する力を、制度と運用でどう両立させるか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.48　**（議院内閣制）**では議会の信任に基づいて内閣が成立し、内閣は議会に対して責任を負う。

K2　p.48　**（大統領制）**では大統領と議会がそれぞれ国民を代表する**（二元代表制）**となり、立法と行政の独立性が高い。

K3　p.48　**国家元首**と行政の実権をもつ人が一致するとは限らない。大統領がいても議院内閣制の国がある。

K4　p.48　フランスなどは大統領と首相が存在し、大統領の権限も大きい**半大統領制**と呼ばれる。国別の制度を確かめる必要がある。

K5　p.48　ドイツでは大統領の政治的権限は小さく、議会の信任に基づく**首相**が政治の中心となる。

K6　p.48　議院内閣制は多数派の支持で政策を進めやすい一方、内閣への統制や少数意見への配慮が課題になりうる。

K7　p.48　大統領制では行政と立法に民意を反映できる一方、両者の支持勢力が異なると対立して政策が停滞する場合がある。

2 ペアで説明して確かめる

大統領がいる国は、すべて同じ大統領制か。

違う。ドイツのように議院内閣制の国もあり、具体的な権限と責任の関係を見る必要がある。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

探究 政治制度を比較する

第 25 時　50 分　参照 p.48　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　政策を進める力と権力を点検する力を、制度と運用でどう両立させるか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の国が制度を比較する。案 A は議会の信任を基礎に内閣をつくる議院内閣制。案 B は大統領と議会を別々に選ぶアメリカ型大統領制。共通の条件として一院の議会は 100 議席、行政の長を支持する政党が 60 議席をもつものとする。

課題　政策の実行・権力の点検・少数意見の反映で比較する。二案の利点と課題、弱点を補う工夫を挙げる。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「60 議席と 45 議席で、必要な協力は変わる？」「速く決めるだけでよい？」。大統領制の議会解散・不信任と、議院内閣制を混同させない。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：支持政党が 45 議席になった場合も比べる。案 A では他党との連立や協力で議会の信任を得る道がある。案 B では大統領の任期は続くが、法案成立に他党との調整が必要になる。どちらも協力が得られるとは限らない。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「60 議席と 45 議席で、必要な協力は変わる？」「速く決めるだけでよい？」。大統領制の議会解散・不信任と、議院内閣制を混同させない。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：私は議院内閣制を選び、審議の公開と少数派の質問機会を組み合わせたい。多数派の支持は実行力を支えるが、45 議席なら他党との協力が必要になる。大統領制にも別々の代表による抑制があり、制度名だけでは優劣を決められない。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。

探究 憲法改正と国民投票

第 26 時　50 分　参照 p.49　A 知識整理　解答・指導例

問い　憲法を変える手続が厳格なのはなぜか。

1 教科書を根拠に確認する

空欄を埋め、印刷済みの太字も意味を説明する。K 番号は対応表の参照先。

K1　p.49　憲法改正には、各議院の**（総議員の 3 分の 2 以上）**の賛成による国会の**（発議）**が必要である。両院を合計して計算しない。

K2　p.49　次に**（国民投票）**で承認を得る。必要なのは**有効投票**の**（過半数）**の賛成であり、投票しなかった人や無効票を分母に入れない。

K3　p.49　投票権は**（18 歳以上）**の日本国民にある。承認後、天皇が国民の名で**公布**する。天皇が改正の可否を決めるわけではない。

K4　p.49　通常の法律より厳しい改正手続をもつ憲法を**（硬性憲法）**という。変える必要への対応と、基本原理の安定性を両立させる仕組みである。

K5　p.49　国民投票は**（国民主権）**の実現と、憲法に**民主的な正当性**を与える意味をもつ。

K6　p.49　憲法を定める根本の力を**（憲法制定権力）**（**制憲権**）という。通常の立法権と区別して考える。

K7　p.49　世論調査は、実施年・質問文・選択肢・対象を見る。「改正一般」への意見と「具体的な改正案」への意見は同じではない。

2 ペアで説明して確かめる

有効投票が 100 票で賛成 50 票。過半数の承認を得たか。

得ていない。過半数は半数を超える数なので、100 票なら 51 票以上が必要。

教科書を閉じて相手に説明 → 不明な語は K 番号を確認して戻る。

探究 憲法改正と国民投票

第 26 時　50 分　参照 p.49　B 根拠を比べて考え直す　解答・指導例

中心の問い　憲法を変える手続が厳格なのはなぜか。

1 最初の考え 0〜4 分

初期回答は採点しない。最後の回答との違いを本人が説明できるように残す。

2 架空の事例を検討する 21〜28 分

架空の提案に「個人情報保護を充実させたい」がある。ある人は憲法への明記、別の人は法律の改善を提案した。目的が同じでも手段は異なる。

課題　目的・現行制度・法律でできる改善・憲法改正が必要だとする理由を分けて整理する。個人の賛否の告白は求めず、両論を公正に説明する。

役割カードで視点を分担。全員が一度説明した後、各自で案と根拠を書く。

案と根拠　私は__案。事実__が根拠。別案の利点は__、残る課題は__。

授業中の着眼点：「その調査は、いつ、何を尋ねている？」。改正賛成・反対自体を評価せず、手続の正確さと双方の理由の扱いを評価する。

3 追加資料で案を点検する 28〜36 分

28 分で追加カードを受け取る。新しい事実と、案を修正する点を書く。維持する場合も理由を示す。

追加情報：資料の「新たに盛り込むべき権利」は 2017 年調査で複数回答、「改正の要否」は 2024 年を含む別の調査である。両者を同じ人の同時点の意見として合算できない。

4 別の班から問いを受ける 36〜40 分

相手の問いと、それへの応答を一つ記録する。

問いかけ例：「その調査は、いつ、何を尋ねている？」。改正賛成・反対自体を評価せず、手続の正確さと双方の理由の扱いを評価する。

5 個人の結論 40〜47 分

中心の問いに 80〜120 字を目安に答える。語句・事実・修正理由を含める。

記述例：硬性憲法の厳しい改正手続は、一時的な多数で基本的な権利が変わることを防ぐ意味がある。国民投票は国民主権の実現でもある。判断には、目的と手段を分け、法律での改善可能性や具体的な改正案の効果を比べる必要がある。

自己点検　□語句を正しく使った　□根拠を示した　□他の案や条件を考えた

47〜50 分　小テスト 3 問 → 誤答は次時冒頭で説明し直す。